

第四期 いわき市水産業振興プラン

～魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す～

(令和8年度～令和12年度)

令和8年2月
いわき市

常盤もの
JŌBAN

はじめに



本市は、太平洋に面し、南北 60 キロメートルにも及び美しい海岸線は「いわき七浜」と称されます。沖合には親潮と黒潮が交わる「潮目の海」と呼ばれる豊かな漁場に恵まれており、漁業は基幹産業として、本市の発展を支えてきました。

また、潮目の海で獲れる多種多様な魚種は、加工技術を向上させ、ういの貝焼など文化庁「100年フード」にも認定される、地域特有の魚食文化も育んできました。

このような中、令和4年度から、「第三期いわき市水産業振興プラン」に基づき、「魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す」を基本理念として、サプライチェーン上の生産、流通、販売、消費など各フェーズにおいて、各種施策を推進してきました。

これまで、久之浜漁港の荷捌き施設の増設や、小名浜荷捌き・加工流通倉庫、まき網漁網漁具倉庫などハード施設の整備に加え、風評払拭に向けては、本市に水揚げされた魚介類の放射性物質に係る検査体制を充実させるとともに、バイヤーをターゲットとする商談会の開催や小売店での「常磐もの祭」の開催などにより、地域ブランド「常磐もの」の継続安定的な流通経路の確保に努めてまいりました。

しかしながら、本市水産業を取り巻く環境は、震災以前からの課題である担い手の減少やALPS処理水の海洋放出、さらには、海水温の上昇などの気候変動や物価高騰など急激な社会経済情勢の変化により、たいへん厳しい状況にあります。

これらの課題に的確に対応するため、このたび「第四期いわき市水産業振興プラン」を策定いたしました。

この計画においては、前プランの基本理念「魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す」を踏襲し、「東日本大震災及び原子力災害からの復興」、「水産資源の持続的利用と水産物の安定供給」、「本市漁業の特徴を活かした販売戦略の展開」、「魚食文化の継承と消費拡大」の4つを重点戦略として、13の重点施策をとりまとめました。

基本理念の実現に向け、水産業を支える多様な分野の関係機関・団体の皆様と連携しながら、風証の払拭や次世代の担い手の確保・育成に努めてまいります。また、「常磐もの」のブランド力のさらなる向上と「さかなの日」に合わせた市内飲食店等でのキャンペーンを実施してまいります。

こうした取組を着実に進め、「攻めの姿勢」で未来を切り開くため、水産業関係者等と行政が一体となり、「チームいわき」として全力で取り組んでまいりますので、皆様にはなお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました「いわき市水産業振興協議会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました関係各位に対しまして、心より御礼申し上げます。

令和8年2月

いわき市長 内田 広之

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
- 4 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

第2章 前計画の総括

- 1 主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 現状と課題

- 1 港湾・漁港・水産物産地市場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 東日本大震災及び原発事故による影響・・・・・・・・・・ 9
- 3 ALPS処理水（多核種除去設備等処理水）の海洋放出・・ 12
- 4 海面漁業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 水産加工業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 6 消費市場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 7 内水面漁業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 8 水産物消費・魚食普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4章 本市水産業の目指す姿

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 施策の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第5章 施策の展開

- 1 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 施策の展開
 - (1) 復興部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (2) 漁業部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (3) 水産物流通部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (4) 魚食普及部門・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 3 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

参考資料

- 資料1 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 資料2 プラン策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 資料3 いわき市水産業振興協議会構成団体・・・・・・・・・・ 44
- 資料4 いわき市魚食の推進に関する条例・・・・・・・・・・ 45

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、今後の本市水産業の復興及び振興のため、前計画に掲げた施策を総括し、課題の整理や新規施策の検討、さらに令和2年2月制定の「いわき市魚食*の推進に関する条例（以下、魚食条例という）」の趣旨を踏まえ、生産・流通・消費に関わる関係者で構成する「いわき市水産業振興協議会」の意見等を取り入れて、本市水産業の「目指すべき姿」とその「実現に向けた目標と取組」を定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本市水産業の振興に向けた基本理念の実現を目指し、本市の施策を計画的に実施していく際の基本的な指針とします。

なお、今回の策定は、前計画の基本理念を基礎として、新たな課題や取組むべき内容を拡充したものとします。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

(1) 推進体制

本市水産業が直面する課題の解決に向け、生産・流通・消費に関わる関係者が相互に連携して取り組むとともに、本プランの見直しと進行管理を行うため、令和元年5月に「いわき市水産業振興協議会」を設置しました。

引き続き、水産業関係者やそれ以外の業種などとも連携しながら本計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

国及び福島県等の水産業振興に関する計画と整合性を図りながら、本計画を推進します。

右上に「*」印のある語句は、巻末の参考資料に用語解説があります。

第2章 前計画の総括

前計画では、「魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す」を基本理念に掲げ、4つの重点戦略、それらに基づく4つの重点施策のもと、各種事業を展開しました。

I 主な取組

(1) 復興部門

重点戦略【東日本大震災及び原子力災害からの復興】

重点施策1 風評の払拭・原子力災害への対応

- ▶ 令和5年8月24日から開始された、東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水*の海洋放出への対応として、水揚げされた魚介類の放射性物質に係る検査体制の徹底を図りました。
- ▶ 風評の払拭として、魚介類の検査結果などの安全性の情報発信に加え、水産関係者と連携し、市内外で開催される物産展や商談会、イベント等への出展を通じ、その品質や美味しさ等の魅力を市内外にPRしました。
- ▶ 「いわき常磐もの」ホームページをはじめ、公式SNS（LINE、X（旧Twitter））を立ち上げ、地域ブランド「常磐もの」の周知啓発はじめ、本市産水産物の安全性に関する情報を発信しました。

重点施策2 生産・水産加工・流通機能の回復・向上

- ▶ 漁港機能の基盤の整備として、水産業共同利用施設復興促進整備事業により、久之浜漁港に荷捌き施設（いわき市漁業協同組合）、小名浜地区に「小名浜荷捌き・加工流通倉庫」（福島県漁業協同組合連合会）、「まき網漁網漁具倉庫」（福島県旋網漁業協同組合）を新たに整備しました。
- ▶ 販路回復に向け、首都圏の中央卸売市場や業界団体、大手量販店に対し、流通拡大を図る福島県漁業協同組合連合会の取組を支援しました。

重点施策3 漁業経営基盤の整備

- ▶ ふくしま産業復興投資促進特区の活用により、漁港を核とした水産関連産業の集積及び雇用機会の確保・創出を図りました。

(2) 漁業部門

重点戦略【水産資源の持続的利用と水産物の安定供給】

重点施策1 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

- ▶ 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進として、ヒラメなどの小型魚の保護や、漁期の制限等による漁業者の自主的な取組の徹底を図りました。

重点施策2 漁業経営の安定

- ▶ 漁業経営の安定施策として漁業系統金融機関への出資を継続し、経営基盤の安定に努めました。
- ▶ 安全操業に向け、いわき市漁業協同組合による救援体制の強化に向けた取組を支援しました。

重点施策3 水産物の安定供給

- ▶ 市外籍船を所有する漁業経営者を訪問し、本市の漁港への水揚げを要請するなど、回船*誘致に係る活動を支援しました。
- ▶ 産地市場の機能強化、回船*による水揚げ促進のため、回船漁船に対し各魚市場へ支払う水揚げ手数料の一部を助成しました。

重点施策4 水産業担い手の確保・育成

- ▶ 子供たちの水産業に対する興味や関心を高め、また意欲のある若者に対し、水産業への就業促進を図るため、幼児から社会人に至るまでの各年代階層における体験事業「海の魅力！いわき浜っ子総合学園事業」を実施しました。
- ▶ いわき市漁業協同組合において、「30年後のいわきの漁業を考える JF いわき市担い手対策プロジェクト」を立ち上げ、若手漁業者、いわき市漁業協同組合、県及び市が連携し、将来の漁業に対する課題解決や目標達成に向けた検討を開始しました。
- ▶ 「30年後のいわきの漁業を考える JF いわき市担い手対策プロジェクト」に参加していた若手漁業者が、任意団体「いわき Fisher's Network」（いわきフィッシャーズネットワーク）を設立。市内の若手漁業者によるネットワークづくりに向けた活動を開始しました。

重点施策5 内水面資源の維持・増殖

- ▶ 夏井川漁業協同組合、鮫川漁業協同組合によるアユやヤマメ等の種苗放流*活動を支援しました。
- ▶ 水産資源の維持、増殖のため、夏井川鮭増殖漁業組合によるサケ稚魚の放流活動を支援しました。

(3) 水産物流通部門

重点戦略【本市水産業の特徴を活かした販売戦略の展開】

重点施策1 ブランド力の向上・名産品の磨上げ

- ▶ 東京都中央卸売市場（豊洲市場）をはじめ、主力商圏である首都圏において地域ブランド「常磐もの」のプロモーション活動を実施し、本市産水産物の魅力発信と「常磐もの」の認知度向上を図りました。
- ▶ 地域ブランドの育成と知名度向上を図るため、令和3年度に市内漁業関係者や観光業者などで構成する「いわき常磐もの産地化研究会」を設立。当該研究会において、「常

磐もの」の名産品になり得る最重要魚種として、既に広く市民に認知されているメヒカリに次いで、ヒラメを選定（注1）。令和5年11月には、本市産水産物の魅力を発信するイベント「常磐もの ひらめの陣」を実施しました。

（注1）＜ヒラメの選定理由＞

- ・第1に、年間を通して水揚量が安定している魚種であること。
- ・第2に、調理法や加工法が多岐に渡り、一般的に知られている刺身やカルパッチョ以外にも、調理法・加工法が豊富にあること。
- ・第3に、県のブランド認証産品であり、毎年多くの種苗（稚魚）が放流される栽培漁業に加え、資源管理型漁業の対象種にも該当していることから、今後も安定した水揚量が見込まれること。

重点施策2 観光・小売業との連携強化・販売促進

- ▶ 市内外のイベントにおける水産加工品等の販売や、首都圏における商談会を開催。さらにはバイヤー向けの「常磐もの」ガイドブックやホームページ等からの情報発信を通して販路拡大に取組みました。

重点施策3 市の魚や地域ブランド「常磐もの」の活用

- ▶ 市内外のイベントや量販店において、市の魚のイメージキャラクター「メヒカリ」や「常磐もの」のロゴマークの利用を促進し、PRを図りました。

(4) 魚食普及部門

重点戦略【魚食文化の継承と消費拡大】

重点施策1 地産地消と魚食の推進

- ▶ 地産地消と子供への魚食普及（食育）の推進を図るため、市立小中学校における学校給食において、郷土料理「サンマのポーポー焼き」をはじめとした本市産水産物を提供しました。なお、この事業には、本市への「ふるさと納税」の一部が活用されました。
- ▶ 市魚食の推進に関する条例に基づく啓発のため、「毎月7日は、いわき七浜さかなの日」をキャッチフレーズに、市内のさかなの日協力店の取組を掲載したチラシの発行や、ホームページ、SNS及びイベント等による情報発信を実施しました。

重点施策2 若い世代への魚食文化の継承

- ▶ いわき魚塾による高校生や親子を対象とした「魚のさばき方教室」を実施し、魚食の普及を図りました。
- ▶ 出前講座や市立小中学校の学校給食等において、文化庁に認定された本市の5つの「100年フード」（注2）について、周知・啓発を図りました。

(注2) 「100年フード」



我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で受け継がれてきた食文化を、文化庁が100年続く食文化「100年フード」と名付け、継承していくことを推進している取組です。

なお、本市にも地域の風土や歴史・風習の中で個性を活かしながら創意工夫され、育まれてきた地域特有の魚食文化があり、令和7年12月末現在、次の5つが100年フードに認定されています。

この郷土の魚食文化を世代を越えて受け継いでいくため、市立小中学校の学校給食において「100年フード」に認定された郷土料理を提供するなど、次世代を担う子供への食育を推進しています。

●いわき市の「100年フード」

認定品	申請団体
① うにの貝焼	いわき市漁業協同組合
② あんこうのどぶ汁	一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー
③ サンマのポーポー焼き	小名浜さんま郷土料理再生プロジェクト・小名浜水産加工業協同組合
④ サンマのみりん干し	小名浜さんま郷土料理再生プロジェクト・小名浜水産加工業協同組合
⑤ メヒカリの唐揚げ	いわき市



(5) その他

- ▶ 令和2年2月、いわき市議会の議員提案により制定された「いわき市魚食の推進に関する条例」に基づき、毎月7日は「魚食の日」と定められたことに伴い、毎月7日に魚食の推進に関する取組として、事業者等と協力して、「魚食の日」の周知啓発を行いました。
- ▶ 令和6年度から市水産業振興協議会において、第四期いわき市水産業振興プランの策定について協議を重ねました。

2 総括

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて

- ① 令和5年8月24日、東京電力福島第一原子力発電所からALPS処理水*の海洋放出が開始。本市は、水産関係者とともに風評の払拭に力を尽くしてきましたが、魚介類の輸入禁止措置をとる諸外国・地域もあるなど、風評の追い打ちとなる出来事となりました。今後も継続した安全性確保への対応と、国内外への正確な情報発信が必要となっています。
- ② 水産業共同利用施設復興促進整備事業によって、久之浜漁港に荷捌き施設（いわき市漁業協同組合）が増設され、小名浜地区に「小名浜荷捌き・加工流通倉庫」（福島県漁業協同組合連合会）、「まき網漁網漁具倉庫」（福島県旋網漁業協同組合）が整備されました。また、回船誘致や水揚手数料の一部助成により、本市への水産物の水揚げ、流通機能の回復に取り組みました。
- ③ 風評払拭に向けて、引き続き、本市に水揚げされた魚介類の放射性物質に係る検査体制を充実させるとともに、地域ブランド「常磐もの」をキーワードに、その品質や美味しさの魅力等を市内外にPRすることで、本市産水産物の安全性の発信や「常磐もの」の認知度向上、さらには消費及び販路の拡大に努めてきました。

(2) 水産業の振興と発展に向けて

- ① 令和6年の沖合漁業*の水揚量は、震災前（平成22年）の26.5%であり、また試験操業が終わり、令和3年4月から本格操業に向けた移行期に移った沿岸漁業*においても、水揚量は震災前の24.1%に留まるなど厳しい状況が続いています。
- ② 近年、カツオやサンマのような回遊性魚種の漁場、漁獲量の変化や、沿岸漁業においてはイセエビ、タチウオ、トラフグなど新たな魚種の水揚げが増えており、海洋環境の変化が影響しているものと考えられています。本市水産業の持続的な発展のためには、水産物の安定的な確保が重要であるため、第四期いわき市水産業振興プランにおいて資源管理型漁業や、海面及び内水面における水産資源の持続的利用のために生態系の保全を図るなどのSDGs*（持続可能な開発目標）への取組をさらに進める必要があります。
- ③ 本市水産業の振興において、水産物の安定供給、流通量や販路の拡大を達成するためには、次世代の担い手確保・育成は最重要課題のひとつであり、本市では若い世代

を中心に水産業に慣れ親しむ取組を行ってきました。今後も次世代の担い手を確保し、育んでいくために、その仕組づくりが重要となっています。

- ④ 本市産水産物の安全性と魅力に係る情報発信と合わせて、風評を払拭し、本市産水産物の付加価値を高めるためにも、引き続き、地域ブランド「常磐もの」の認知度向上を図る必要があります。
- ⑤ 本市がこれまで培ってきた伝統的な魚食文化を継承するとともに、条例に基づく事業を活用したさらなる魚食普及を推進する必要があります。



(2) 港湾・漁港

区分	名称	種別	備考
港湾	久之浜港	避難港	
	江名港	地方港湾	
	中之作港		
	小名浜港	重要港湾	
漁港	久之浜漁港	第2種漁港	
	四倉漁港		豊間及び沼之内並びに薄磯地区で構成
	豊間漁港		
	小浜漁港	第1種漁港	
	勿来漁港	第2種漁港	

(3) 水産物産地市場

名称	開設者／卸売業者	卸売場面積	買受人数 平成22年	買受人数 令和6年
福島県漁業協同組合連合会 地方卸売市場 小名浜魚市場	福島県漁業協同組合連合会 ／小名浜機船底曳網漁業 協同組合	4,570.06 m ²	47名	36名
いわき市漁業協同組合 久之浜地方卸売市場	いわき市漁業協同組合 ／同	691.075 m ²	54名	44名
いわき市漁業協同組合 沼之内地方卸売市場		437 m ²	45名	48名
いわき市漁業協同組合 勿来地方卸売市場		292 m ²	36名	41名
中之作地方卸売市場	中之作漁業協同組合 ／同	1,767 m ²	13名	27名

※「福島県水産要覧」（福島県水産課）を基にいわき市が作成

※いわき市漁業協同組合四倉地方卸売市場は、平成30年3月廃止

2 東日本大震災及び原発事故による影響

(1) 復興の状況（ハード面）

東日本大震災の影響により、本市の漁港や産地市場にも多大な被害が生じましたが、小名浜魚市場をはじめ、各地の水産関係施設の復旧・復興整備が進められてきました。

(2) モニタリング調査の状況

① 海水及び海底土の状況

福島県環境放射線モニタリング検査（港湾・海面漁場）によれば、福島県沿岸の海

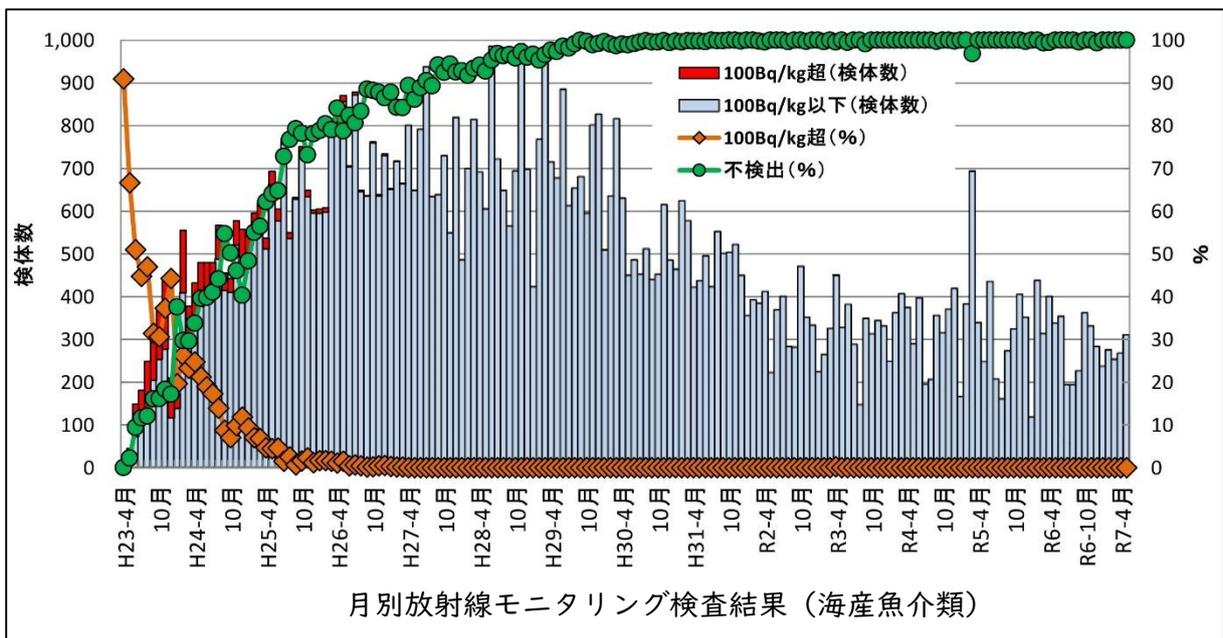
水・海底土の放射性セシウム濃度は、海水は全ての調査地点で不検出となっており、海底土は事故後、比較的短時間で大幅に減少した後、緩やかな減少傾向にあり、ほとんどの調査地点で50Bq/Kg未滿となっています。

② 魚介類の状況

県は、平成23年4月から緊急時環境放射線モニタリング検査を行っており、魚介類への放射性物質の影響を調査しています。

モニタリング検査で得られた魚介類の放射性セシウム濃度のデータは、出荷制限の指示・解除のための判断に用いられています。

なお、令和7年11月現在、福島県海域の海産魚介類で出荷制限が指示されている魚種はありません。



出展：「魚介類の放射線モニタリング検査」(福島県水産海洋研究センター)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal-old/monitoring.html>

(4) 沖合漁業*

日本沿岸から比較的離れた漁場で操業するカツオのまき網漁やサンマの棒受け網漁等の沖合漁業は、原発事故の影響がほとんどなかったことから、震災後も通常の操業が行われており、市内への水揚げは、平成23年8月から再開しています。

(5) 沿岸漁業*

本市においては、平成25年10月18日からモニタリング検査により安全性が確認された魚種を対象に、小規模な操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査して漁業再開に向けた基礎データを得るため試験操業を行っていましたが、その目的を達成したことから、令和3年4月から本格操業へ向けた通常操業に移行しました。

また、市場等へ出荷される魚介類は、引き続き、各漁業協同組合が水揚げ日ごとに全ての魚種の自主検査（放射性物質のスクリーニング検査）を実施し、安全性を確認しています。

なお、試験操作終了後も、国が定めた放射性セシウム濃度の基準 100Bq/kg よりも厳しい 50Bq/kg を自主基準とし、自主基準を超えたものは出荷を自粛することとしています。



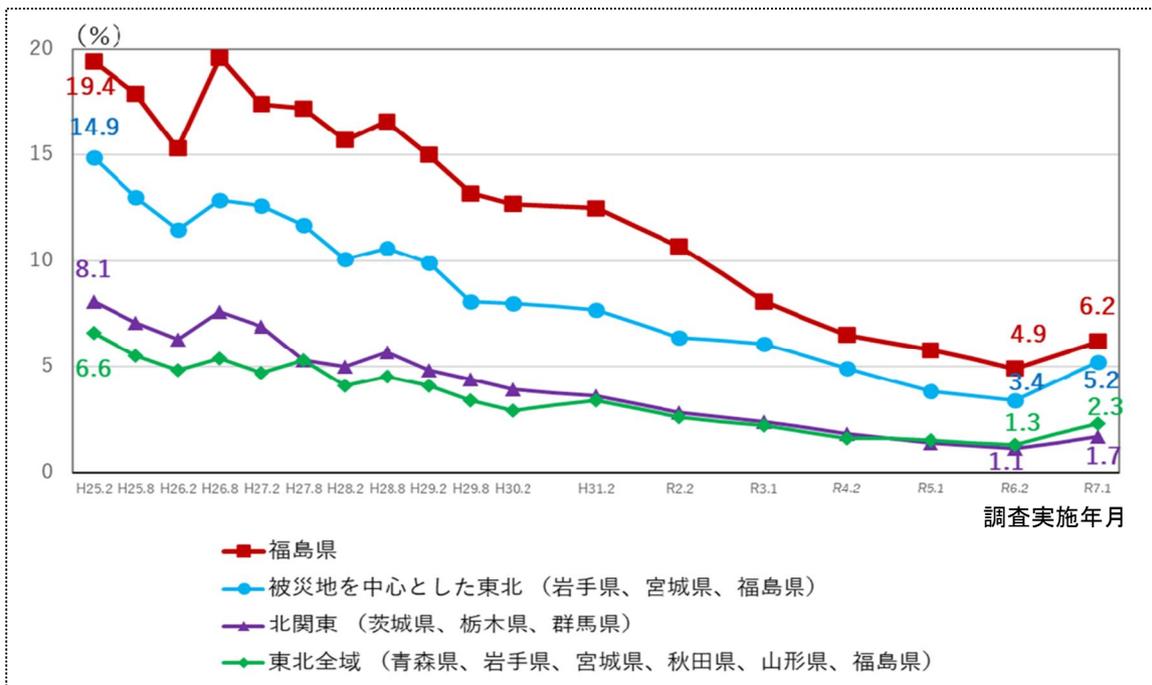
(6) 風評

① 消費者意識アンケート（消費者庁）

消費者庁が首都圏等の消費者を対象に実施している「風評被害に関する消費者意識の実態調査」によりますと、平成 25 年 2 月（第 1 回）では 19.4%の方が福島県産品の購入をためらうと回答していましたが、その後、減少傾向が続き、令和 7 年 3 月（第 18 回）では 6.2%にまで低下しました。

なお、風評を防止するために行うべきこととして、食品の安全に関する情報提供、科学的な説明、また、産地や産品の魅力発信との回答が多く挙げられています。

【放射性物質を理由に購入をためらう産地】



※グラフ中の値は調査対象者全体（n=5,176 人）に対する割合です。

出展：「風評被害に関する消費者意識の実態調査」（消費者庁）

② 魚価の推移

農林水産省が実施した「福島県産農産物等流通実態調査結果」では、ヒラメの平均単価は震災後、大きく下落しましたが、令和6年度は全国平均を約12%上回るまで回復しています。

東京都中央卸売市場における平均単価の推移（ヒラメ）



出展：「福島県産農産物等流通実態調査結果」（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/attach/pdf/R6kekka-32.pdf>

※グラフ中の「福島県産」は福島県内の事業者が市場出荷した水産物に関する集計値を表し、他県で漁獲され、福島県内の事業者が出荷したものを含む。

3 A L P S 処理水*（多核種除去設備等処理水）の海洋放出

令和5年8月24日、東京電力福島第一原子力発電所からA L P S 処理水*の海洋放出が開始されました。

安全性については、専門機関による科学的根拠に基づくものであるとしても、関係者や国民の理解を得られとは言えない状況の中、海洋放出を開始したことは関係者等との信頼関係を損なうものであり、これによって諸外国・地域における輸入規制をはじめとした風評が発生しました。

廃炉に向けた取組は、今後も数十年の長期に及ぶことから、国が全責任を持って風評をはじめ、水産事業者が損害を受けることが無いよう、安全性の確保、風評対策、生業継続支援等の取組を継続する必要があります。

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数 ^{※1}		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域 50	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、 台湾
	輸入規制を継続して措置 5	一部の都道府県を対象に検査証明書を要求 1 ロシア、 台湾 一部の都道府県を対象に 輸入停止 4 中国 ^{※2} 、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数	国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 3 全都道府県の水産物を 輸入停止	ロシア
10 都県の水産物等を 輸入停止	香港
10 都県の生鮮食品等を 輸入停止	マカオ

出展：「東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応」（農林水産省）

【課題】

- ・原発事故及びALPS処理水*の海洋放出による風評の払拭
- ・安全性を担保するための海水・海底土等の環境放射線モニタリング調査（魚場）と水揚げされる魚介類のスクリーニング検査体制の継続
- ・ブランド力の強化

4 海面漁業

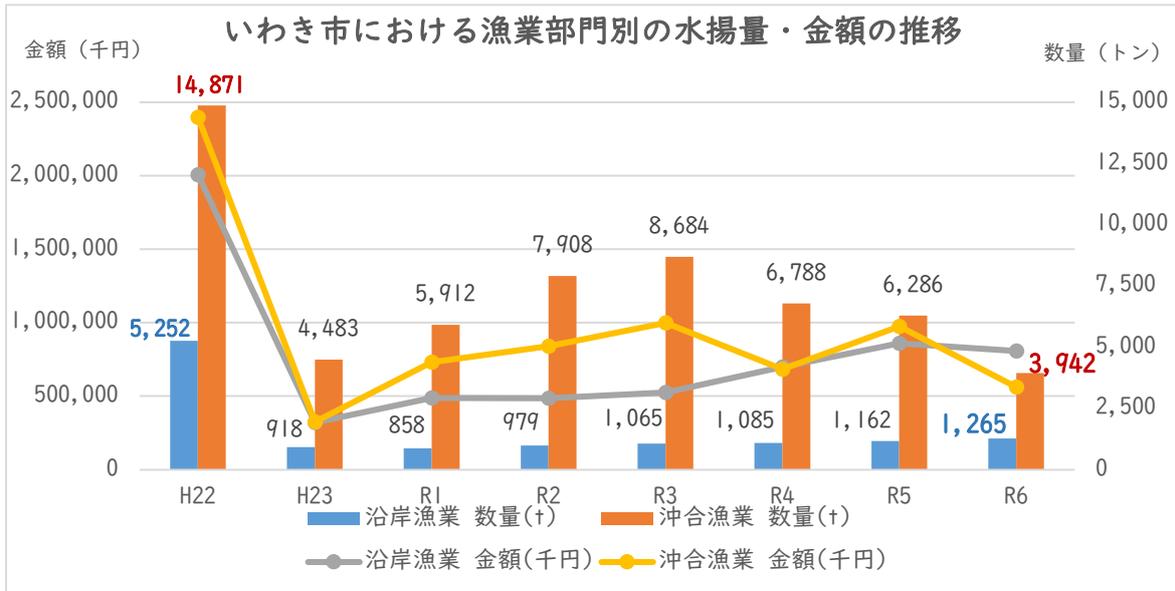
(I) 漁業生産量の推移

① いわき産水産物の水揚量・金額の推移

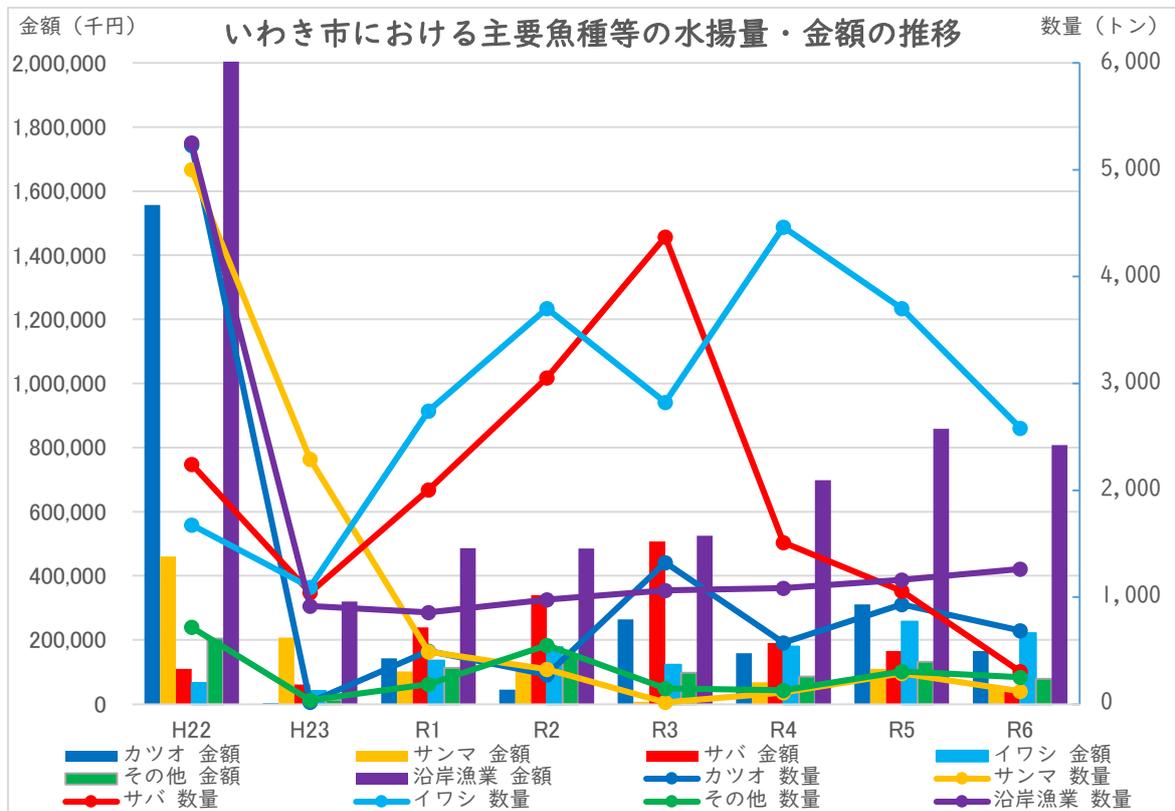
令和6年の漁獲高は、数量5,207トン（平成22年比25.9%）、金額1,368,971千円（平成22年比31.1%）となっており、震災前（平成22年）の水準には回復していま

せん。

漁業部門別では、沿岸漁業が回復傾向にあるものの1,265トン(平成22年比24.1%)。沖合漁業は、海洋環境の変化等の影響によって3,942トン(平成22年比26.5%)となっており、特に平成22年の水揚金額が1位であったカツオは、当時、水揚量5,230トン、水揚金額1,556,866千円で本市の水揚金額の3割を占めていましたが、令和6年は数量688トン(平成22年比13.2%)、金額165,348千円(平成22年比10.6%)と大きく減少しています。



出展：「福島県海面漁業漁獲高統計」(福島県)を基にいわき市が作成



出展：「福島県海面漁業漁獲高統計」（福島県）を基にいわき市が作成

▼ 水揚量上位魚種

平成22年（2010年）

順位	魚種	数量 (トン)	平均単価 (円/kg)	構成比 (%)
1	カツオ ソウダガツオ類	5,230	298	26.0
2	サンマ	5,001	92	24.9
3	サバ類	2,245	49	11.2
4	イワシ類	1,675	39	8.3
5	タコ類	1,055	252	5.2
6	イカナゴ類 (メウト、コナゴ)	738	309	3.7
7	カレイ類	552	445	2.7
8	イワシ類シラス (マシラス、カクチシラス)	486	265	2.4
9	イカ類	439	269	2.2
10	タラ類 (マグラ、スナウドラ)	408	149	2.0
参考	メヒカリ	121	889	0.6
市内総水揚量		20,123	—	—

令和6年（2024年）

順位	魚種	数量 (トン)	平均単価 (円/kg)	構成比 (%)
1	イワシ類	2,581	86	49.6
2	カツオ ソウダガツオ類	688	240	13.2
3	サバ類	304	146	5.8
4	ヒラメ	236	1,068	4.5
5	カレイ類	173	261	3.3
6	サンマ	119	435	2.3
7	アジ類	117	76	2.2
8	イカ類	92	563	1.8
9	マグロ類	88	728	1.7
10	タコ類	78	836	1.5
参考	メヒカリ	35	549	0.7
市内総水揚量		5,207	—	—

▼ 水揚金額上位魚種

平成22年（2010年）

順位	魚種	金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	構成比 (%)
1	カツオ ソウダガツオ類	1,556,866	298	35.4
2	サンマ	459,771	92	10.4
3	タコ類	265,761	252	6.0
4	貝類	254,028	748	5.8
5	カレイ類	245,699	445	5.6
6	イカナゴ類 (メウト、コナゴ)	228,406	309	5.2
7	マグロ類	148,797	521	3.4
8	イワシ類シラス (マシラス、カクチシラス)	128,938	265	2.9
9	ヒラメ	128,207	853	2.9
10	イカ類	117,896	269	2.7
参考	メヒカリ	107,137	889	2.4
市内総水揚量		4,402,950	—	—

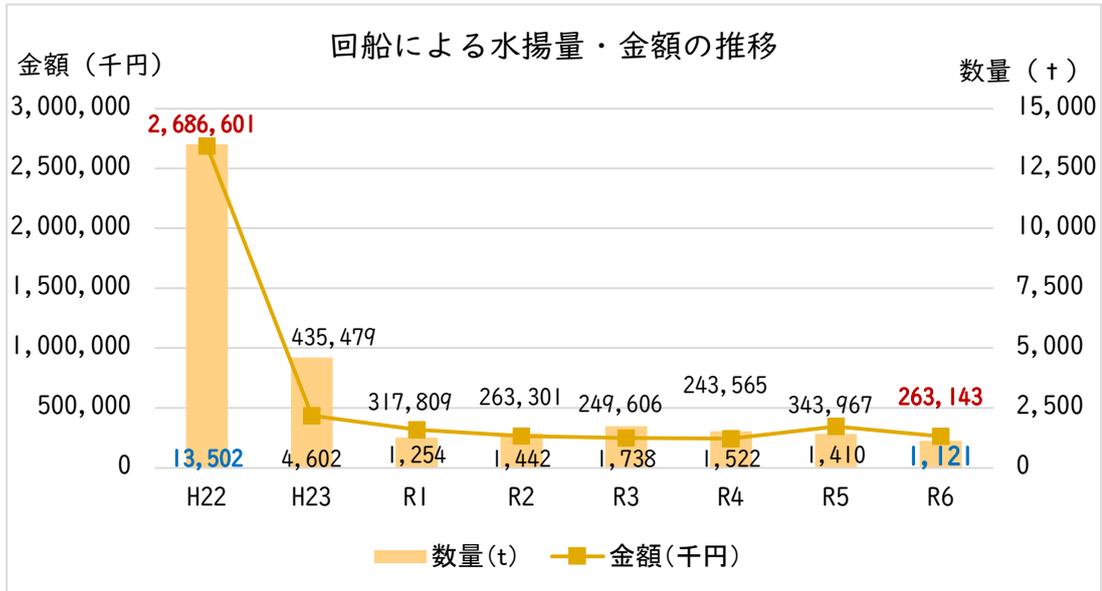
令和6年（2024年）

順位	魚種	金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	構成比 (%)
1	ヒラメ	252,133	1,068	18.4
2	イワシ類	221,523	86	16.2
3	カツオ ソウダガツオ類	165,348	240	12.1
4	タコ類	65,183	836	4.8
5	マグロ類	64,083	728	4.7
6	イカ類	51,804	563	3.8
7	サンマ	51,711	435	3.8
8	エビ類	50,300	2,959	3.7
9	貝類	46,132	887	3.4
10	カレイ類	45,076	261	3.3
参考	メヒカリ	19,228	549	1.4
市内総水揚量		1,368,971	—	—

出展：「福島県海面漁業漁獲高統計」（福島県）をもとにいわき市が作成

② 回船*による水揚量・金額の推移

令和6年の回船*による水揚量は1,121トン、金額263,143千円となり、震災前の平成22年と比較すると大幅に減少しています。その理由としては、風評の影響により、回船の寄港の減少に加え、販路の固定化等によるものと考えられます。



出展：「福島県海面漁業漁獲高統計」（福島県）を基にいわき市が作成

※回船*による水揚げは、他港に所属する漁船（主に市外籍船）による水揚量・金額を集計したものの。

(2) 漁業協同組合等

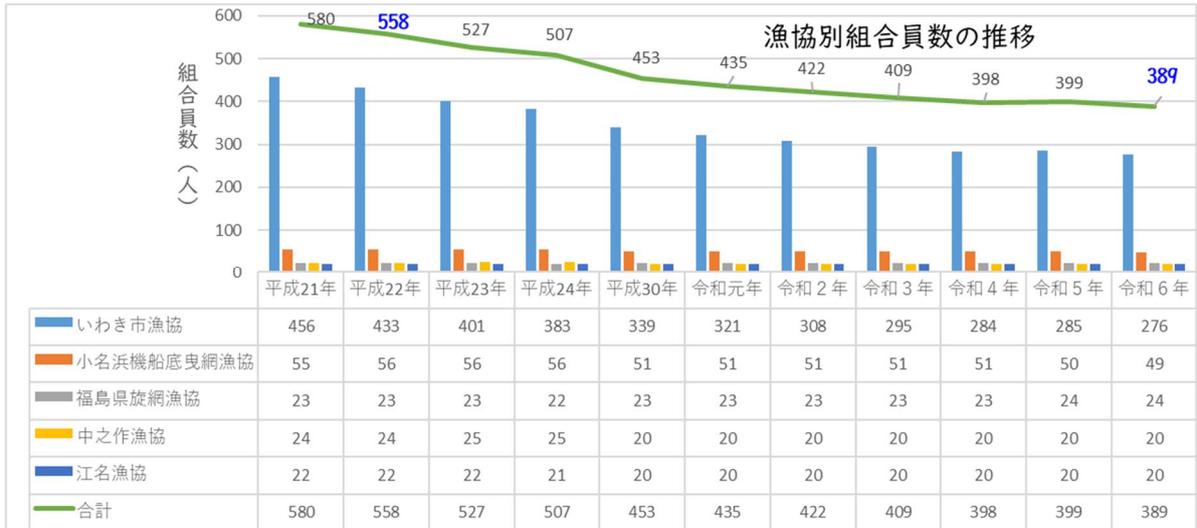
① 漁業協同組合等一覧

名称	種別	備考
いわき市漁業協同組合	地区	平成12年に7組合の合併により設立
江名漁業協同組合		
中之作漁業協同組合		
小名浜機船底曳網漁業協同組合		
福島県旋網漁業協同組合	業種別	
福島県鯉鮪漁業者協会	その他	
福島県無線漁業協同組合		
小名浜一本釣り漁業生産組合	生産組合	

② 組合員数の推移

全体では、震災前の平成22年度（2010年度）は558人でしたが、令和6年度（2024年度）は389人に減少しています。

今後、水揚量を震災前の水準まで回復させていくためにも、次世代の担い手の確保・育成が重要となっています。



出展：福島県水産事務所からの情報提供を基にいわき市が作成

【課題】

- ・ 水産物の消費及び販路の拡大
- ・ 回船*の水揚量の増加のための施策の検証と買受人への支援
- ・ 水産物の安定供給
- ・ 持続可能な水産業のため水産資源の維持・管理
- ・ 次世代の担い手の確保・育成

5 水産加工業

(1) 水産加工業協同組合（いわき市）

平成 15 年には 7 つの組合がありました。

現在は、「四倉」、「中之作」及び「小名浜」の 3 組合となっています。

(2) 水産加工場数（いわき市）

平成 20 年は延べ 103 工場でしたが、令和 5 年は延べ 75 工場に減少しています。

いわき市の代表的な水産加工品



（ねり製品）板かまぼこ



（塩干品）サンマのみりん干し

○水産加工場数の推移（いわき市）

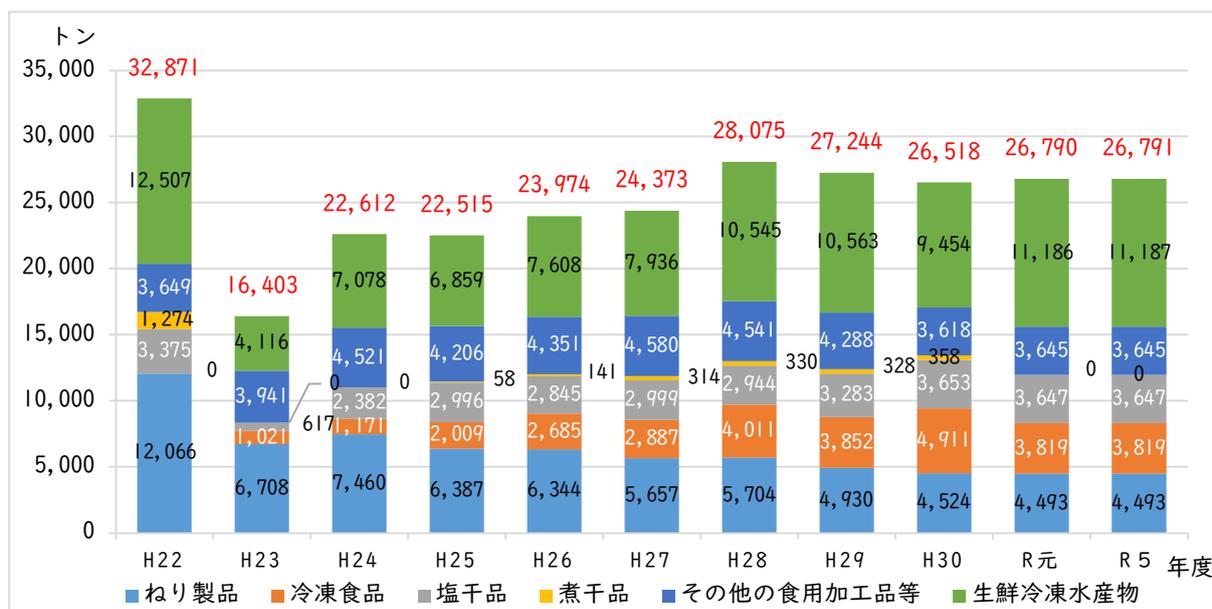
（単位）工場

調査年 調査項目	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)	主な製品例
ねり製品	29	17	13	13	かまぼこ類、魚肉ソーセージ類
冷凍食品	4	5	6	9	かに類、その他
塩干品	29	15	20	24	干しさんま、干しかれい等
煮干し品	4	0	2	1	しらす干し
その他の食用加工品等	19	17	18	18	水産物漬物、いか塩辛等
生鮮冷凍水産物	18	7	9	10	冷凍さんま、冷凍サバ類等
計（延べ）	103	61	68	75	
計（実数）	80	46	48	61	

出展：漁業センサス【流通加工調査（冷凍・冷蔵、水産加工調査）】（農林水産省）を基にいわき市が作成
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2023fc/2023fc.html>

(3) 水産加工品生産量（福島県）

ねり製品が大きく減少していますが、塩干品、その他の食用加工品等は震災前の水準まで回復しており、冷凍食品は増加しています。



出展：「漁業センサス」（水産庁）の「水産物流通調査」を基にいわき市が作成

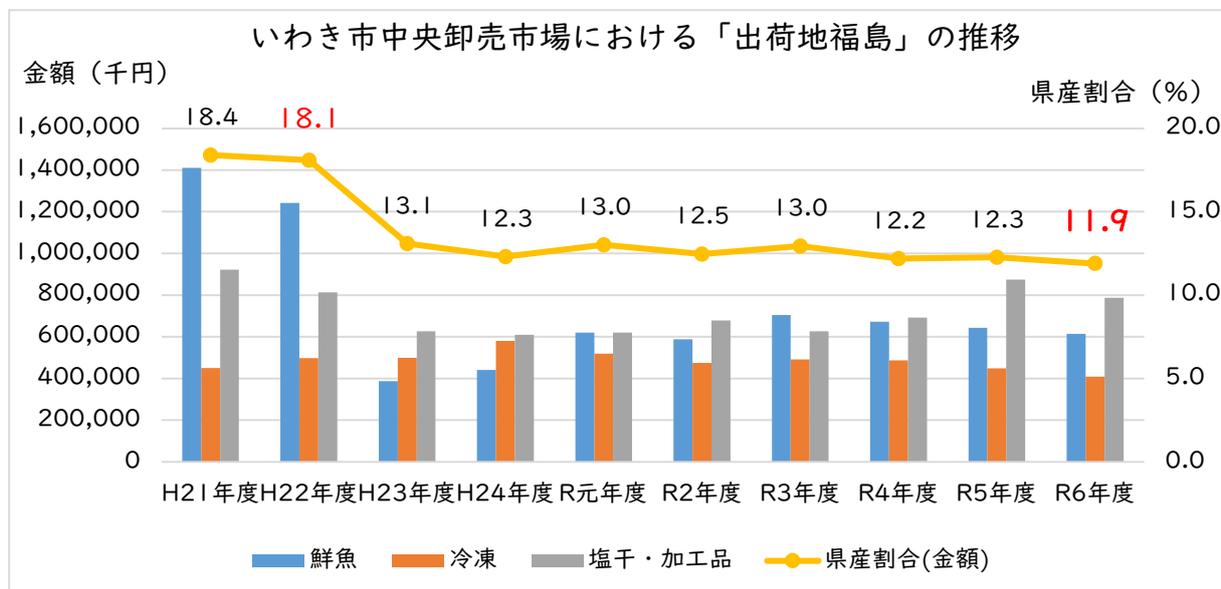
【課題】

- ・水産加工業者の販路拡大・流通支援

6 消費市場

(1) いわき市中央卸売市場の水産物取扱金額・福島県産が占める割合

水揚量が減少しているため、鮮魚の取扱金額が大きく減少しており、県産割合は平成22年度が18.1%でしたが、令和6年度は11.9%にとどまっています。



資料：「市場年報」（いわき市中央卸売市場）を基に作成

【課題】

- ・いわき市中央卸売市場における本市産水産物の取扱いの増加



いわき市中央卸売市場



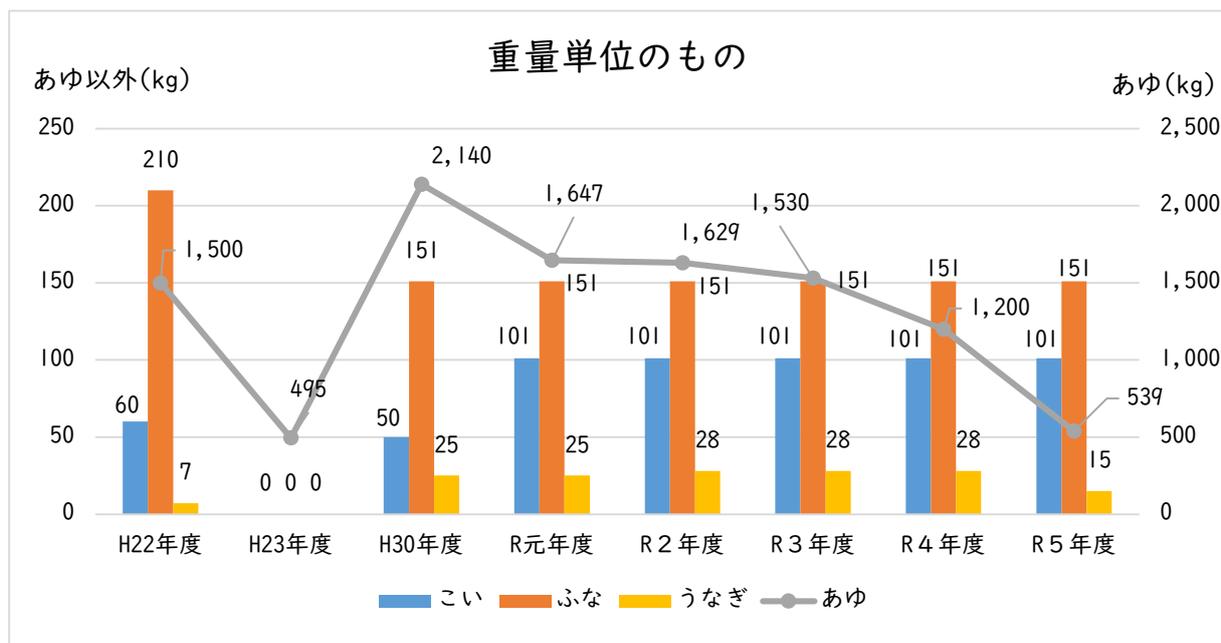
7 内水面漁業等

(1) 漁業協同組合

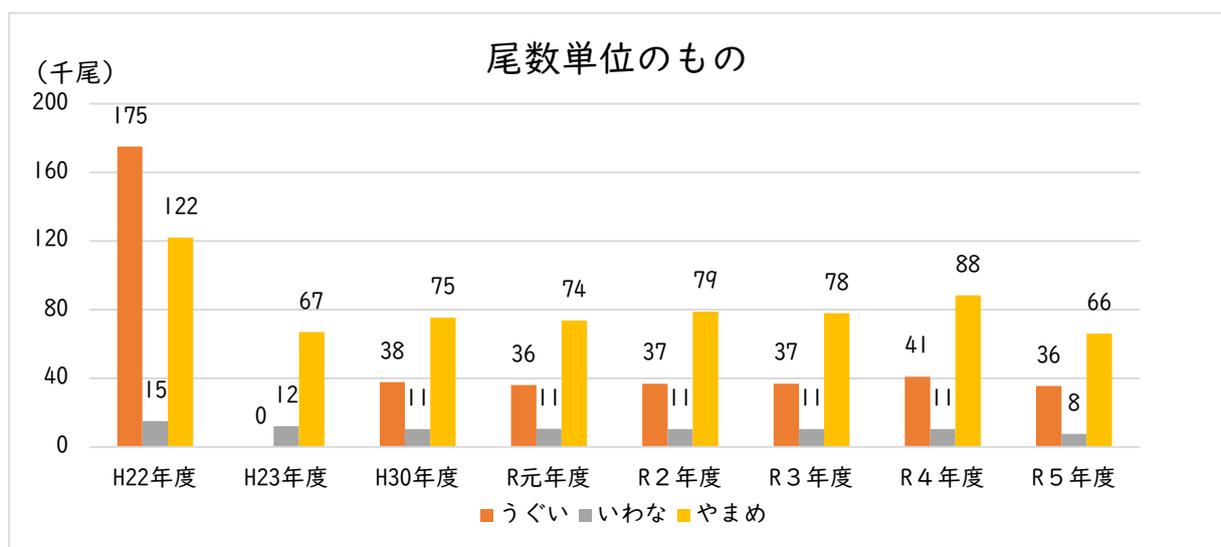
「夏井川漁業協同組合」と「鮫川漁業協同組合」の2組合があります。

① 稚魚放流量

あゆ、やまめを中心に令和5年度で約806kg、約11万尾の稚魚が放流されています。



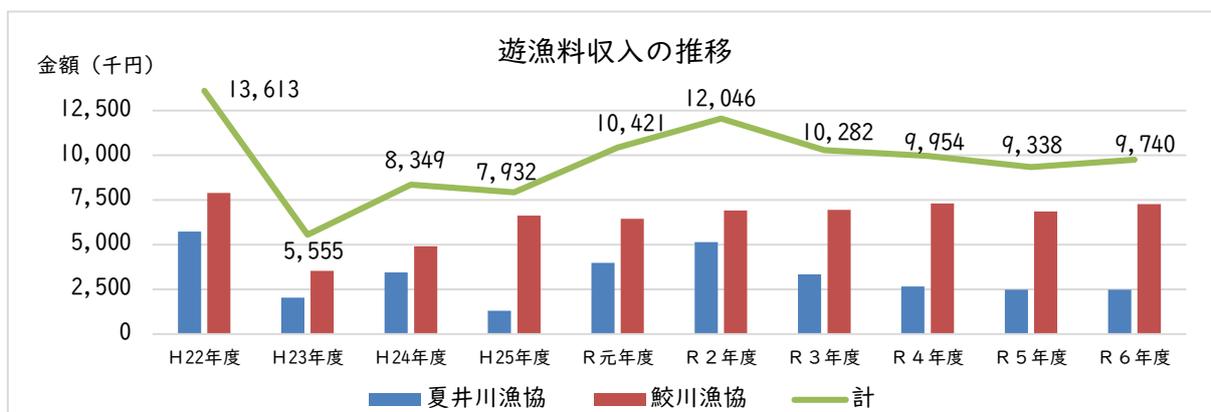
出展：「福島県水産要覧」（福島県）を基にいわき市が作成



出展：「福島県水産要覧」（福島県）を基にいわき市が作成

② 遊漁*

令和6年度の遊漁料収入は、夏井川漁業協同組合及び鮫川漁業協同組合の合計が9,740千円となり、震災前の水準を下回っています。



出展：各漁業協同組合からの提供資料を基にいわき市が作成

※夏井川漁業協同組合の平成24年度と平成25年度の間に差が出ているのは、平成24年度に平成24～25年の共通券(2年間)を販売したことにより、平成25年度の収入が減少したものの。

(2) 鮭増殖組合

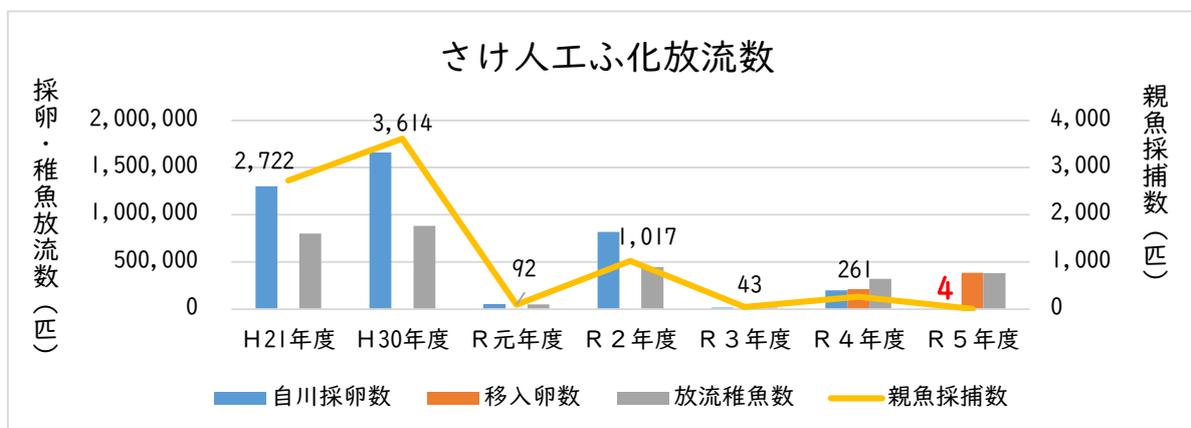
「夏井川鮭増殖漁業組合」の1組合があります。

① さけ人工ふ化放流事業

令和5年度で38万尾の稚魚が放流されています。

しかし、親魚採捕数は減少しており、海面及び河川の環境変化が大きく影響していると考えられます。

項目	年度	H21	H30	R元	R2	R3	R4	R5
自川採卵数(粒)		1,300,000	1,658,000	53,000	817,000	14,000	198,000	0
移入卵数(粒)		0	0	0	0	0	210,000	382,000
放流稚魚数(尾)		800,000	880,000	47,000	445,000	14,000	320,000	380,000
親魚採捕数(尾)		2,722	3,614	92	1,017	43	261	4



出展：「福島県水産要覧」(福島県)を基にいわき市が作成

【課題】

- ・内水面資源の維持・増殖
- ・河川生態系や生息環境の保全

8 水産物消費・魚食普及

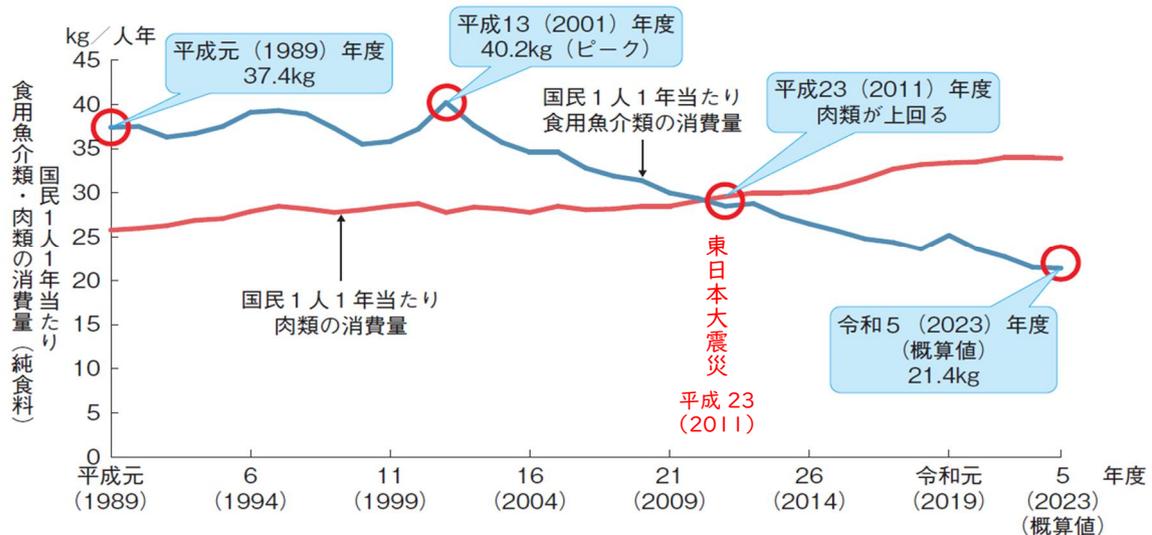
(1) 消費動向

① 食用魚介類及び肉類の国民1人1年当たり消費量の推移（全国）

魚介類の消費量は、平成13年度（2001年度）をピークに減少している一方、肉類の消費量は増加しており、平成23年度（2011年度）を境に肉類の消費量が魚介類の消費量を上回りました。

これは、近年の生活スタイルや食生活の変化等がその大きな要因と考えられていますが、東日本大震災に伴う原発事故による風評も魚食離れの要因のひとつと考えられます。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料^(注3)ベース）



資料：農林水産省「食料需給表」

出展：「令和7年度水産白書」（水産庁）

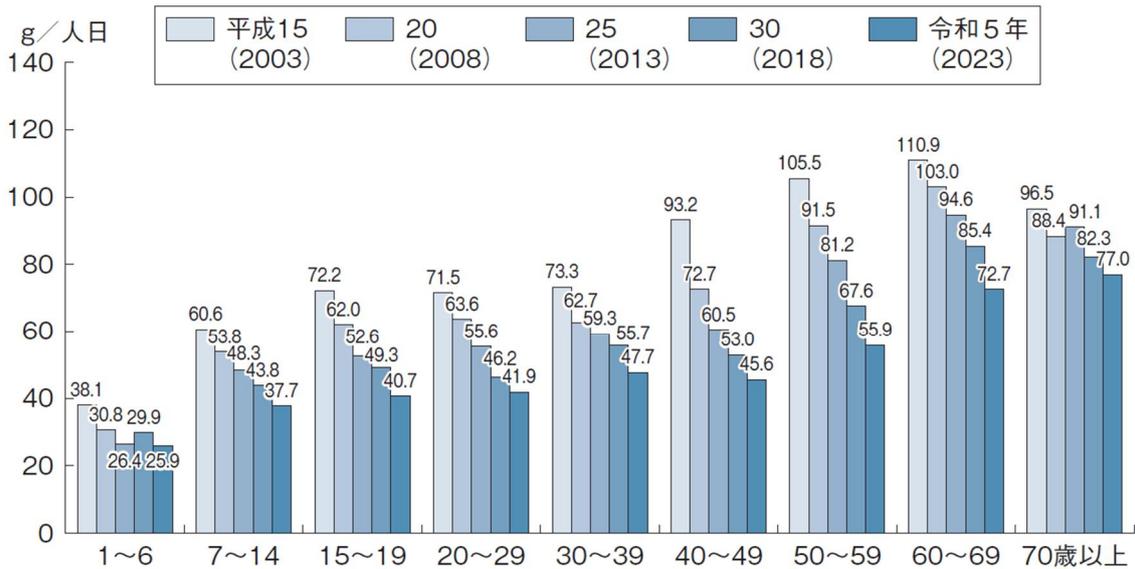
(注3) 「純食料」とは

「粗食料」（1年間に国内で消費に回された食料のうち、食用向けの量）を人間の消費に直接利用可能な形態に換算した量で、野菜の芯や魚の頭部、内臓などの通常食しない部分を除いた量を表します。

出展：農林水産省ウェブサイトから

② 年齢階層別の魚介類の1人1日当たり摂取量（全国）

全体の傾向として、魚介類の摂取量は年々減少しています。



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」に基づき水産庁で作成

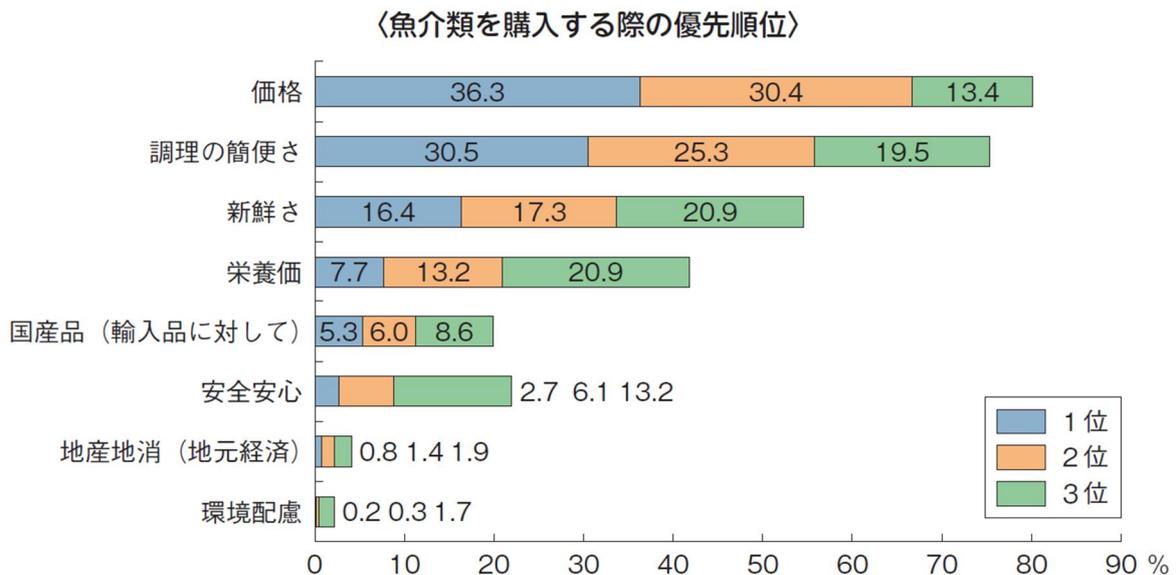
注：平成30（2018）及び令和5（2023）年の70歳以上の摂取量は、70～79歳の摂取量と80歳以上の摂取量をそれぞれの調査対象人数で加重平均して算出した。

出展：「令和7年度水産白書」（水産庁）

③ 魚介類を購入する際の優先順位（全国）

水産白書によると、魚介類を購入する際の優先順位は、価格や調理の簡便さが重視されていますが、同時に「安全安心」であることも求められています。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業と、ALPS処理水*の海洋放出に対する安全性の確保と、風評対策の徹底を図るためにも、水揚げされる魚介類のスクリーニング検査の継続と正確な情報発信の継続が重要と考えられます。



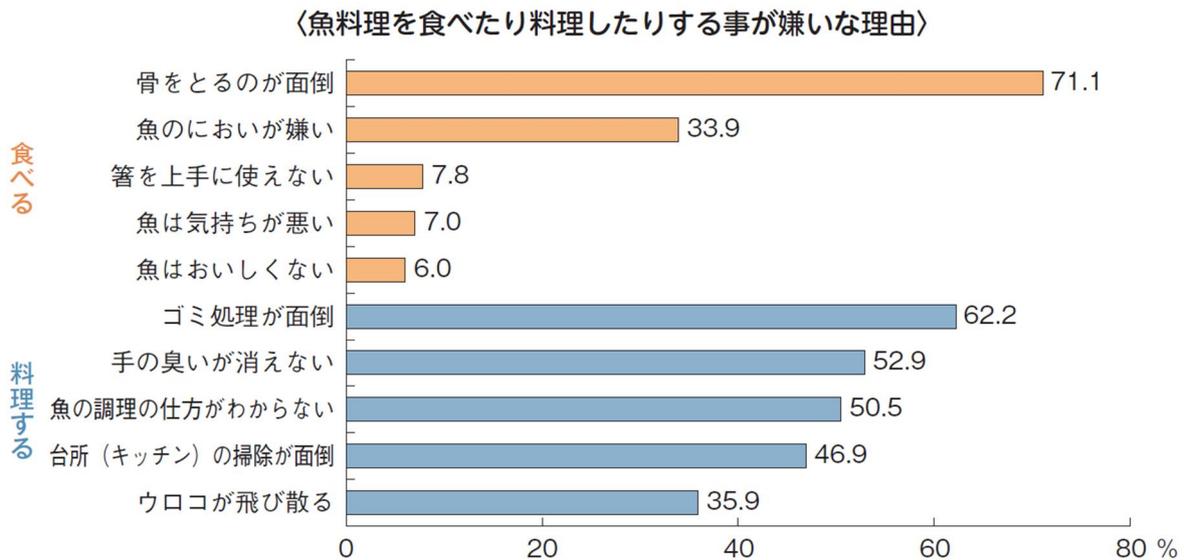
出展：「令和7年度水産白書」（水産庁）

④ 魚食普及への課題

魚食への抵抗感の主な理由として「骨をとるのが面倒」、「ごみ処理が面倒」等の意見が多くなっています。

肉類と比較して、魚介類の価格が高いこと、さばき方を知らないこと、調理方法を知らないことなどが課題であると考えられます。

このため、旬のおいしさと魚のさばき方の普及、手軽で美味しい新製品の開発などが必要となっています。



資料：一般社団法人大日本水産会「子育て世代の水産物消費嗜好動向調査～家庭と学校給食での水産物消費について～」(令和5(2023)年6月、1,201人を対象としたWebアンケートにより実施)に基づき水産庁で作成
注：調査対象は、末子の学齢が中学生以下の子供を持つ母親。 出展：「令和7年度水産白書」(水産庁)



おさかなマイスター直伝・親子おさかな料理教室

(主催：いわき市、協力：いわき魚塾^(注4))

(注4) いわき魚塾

平成25年11月に市中央卸売市場水産物部の元卸2社、仲卸5社及び関連1社が中心となって結成された魚食普及を主な目的として活動する団体。

近年、魚を料理し食べる機会が減少傾向にあり、魚離れが深刻さを増す中で、魚という食材の素晴らしさ、美味しさ、手軽さを伝えていく「魚の伝道師」として活動しています。

⑤ 学校給食魚食普及推進事業アンケート結果

令和6年11月に、市内小学5年生2,047人、中学2年生1,730人の計3,777名に魚食に関するアンケートを行った結果は次のとおりです。

- ▶ 魚を好きな児童・生徒が多いものの、給食以外で魚を食べる頻度は前計画のプラン策定時と同様に週1～2回にとどまっており、家庭における魚食の回数が少ないと考えられます。
- ▶ 地域ブランド「常磐もの」を知っていた、又はロゴマークを見たことがあるという割合が、前計画（令和2年7月調査）の51%から78%に増加しています。これは、市立小中学校の学校給食に「常磐もの」を提供することと合わせて実施している出前講座等による普及・啓発の効果と考えられます。
- ▶ 毎月7日に実施している「さかなの日（魚食の日）」を「知っていた」割合が、前計画（令和2年7月調査）の18%から38%へ増加しているものの、「知らなかった」割合が過半数を超えています。

【アンケート結果】※黄色で塗られた部分は最も多い回答

ア 魚は好きか

好き	嫌い	どちらでもない	未回答	合計
2,722	288	767	0	3,777
72%	8%	20%	0%	100%

イ 給食以外で魚を食べる頻度

ほぼ毎日	週3～4	週1～2	月1～2	月3～4	月1回以下	全く食べない	未回答	合計
151	558	1,690	451	771	59	97	0	3,777
4%	15%	45%	12%	20%	2%	3%	0%	100%

ウ 「常磐もの」認知度

知っていた	知らなかった	ロゴマークは見たことがある	未回答	合計
2,066	849	862	0	3,777
55%	22%	23%	0%	100%

エ 市の魚がメヒカリだと知っていましたか（平成13年10月1日制定）

知っていた	知らなかった	未回答	合計
3,349	428	0	3,777
89%	11%	0%	100%

オ 「さかなの日（魚食の日）」認知度

知っていた	知らなかった	未回答	合計
1,433	2,344	0	3,777
38%	62%	0%	100%

(2) いわき市魚食の推進に関する条例の制定と魚食の取組

① 条例の制定

沿岸部では古くから漁業と共に水産加工業が栄え、また、河川流域では内水面漁業が営まれるなど、水産業は本市の主要産業としての役割を担い、市内には魚を食べる魚食文化が育まれてきました。

古来より脈々と受け継がれてきた本市ならではの魚食文化の振興と水産業の発展を目指すため、官民連携による魚食推進の取組や「魚食の日」等を定めた「いわき市魚食の推進に関する条例」がいわき市議会の議員提案により、令和2年2月に制定されました。

【魚食の日】 ※条例抜粋

第10条 市は、魚食についての関心と理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大に資するため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、毎月7日とする。

3 市は、3月7日は、事業者等及び市民との協力の下に、魚食の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

【課題】

- ・若い世代への魚食文化の継承と魚食普及
- ・「魚食の日」など事業者等と連携した提供機会と消費の拡大



学校給食魚食推進事業（市）
【人気メニュー】メヒカリの唐揚げ



給食の提供魚種に合わせた出前講座（市水産振興課）

第4章 本市水産業の目指す姿

1 基本理念

『魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す』

本計画を策定するにあたり、いわき市水産業振興協議会^(注5)において協議した結果、前計画策定時の課題などに大きな変化がないこと、数値目標の多くが未達成であること、加えて「福島県農林水産業振興計画」における計画期間（令和4年度から12年度）の中間期であることから、本計画は前計画における基本理念を継続することとし、前計画内容の軽微な見直しの機会とします。

2 施策の構成

前計画に引き続き、第2章「前計画の総括」及び第3章「現状と課題」を踏まえ、基本理念の実現に向け、「東日本大震災及び原子力災害からの復興」、「水産資源の持続的利用と水産物の安定供給」、「本市漁業の特徴を活かした販売戦略の展開」、「魚食文化の継承と消費拡大」を重点戦略として掲げ、4つの部門を設定し、それぞれの重点戦略に基づき施策を展開します。

また、各施策を計画的に実施していくため、数値目標を設定します。

(注5) いわき市水産業振興協議会

本市水産業が低迷する中、生産・流通・消費に係る課題を整理し、本市水産業の振興（水産物の消費拡大・販売強化に関すること、担い手育成に関すること及び魚食普及に関すること等）に必要な施策について協議することを目的に、設置されています。

同協議会は、本計画の資料3に掲げる機関・団体等の代表者又は推薦される者(18人)と、助言等を行うためのアドバイザー(2人)を加えた計20人で組織されています。



第11回市水産業振興協議会（令和7年5月）

第5章 施策の展開

I 施策体系

別紙 第5章 施策の展開 施策体系

基本理念

魚食文化を守り、受け継ぎ、次世代につながる水産業を目指す

重点戦略

東日本大震災及び原子力災害からの復興

水産資源の持続的利用と水産物の安定供給



本市漁業の特徴を活かした販売戦略の展開

魚食文化の継承と消費拡大

重点施策

復興部門

風評の払拭・原子力災害への対応

生産・水産加工・流通機能の回復・向上

漁業経営基盤の整備

漁業部門

資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

漁業経営の安定

水産物の安定供給

水産業担い手の確保・育成

内水面資源の維持・増殖

水産物流通部門

ブランド力の向上・名産品の磨上げ

観光業、小売業等との連携強化による消費と販路拡大

市の魚「メヒカリ」や地域ブランド「常磐もの」の活用

魚食普及部門

地産地消と魚食の推進

若い世代への魚食文化の継承

施策内容

数値目標

- ・風評の払拭
- ・県や漁協等と連携した原子力災害（ALPS処理水）への対応

- ・生産・水産加工・流通機能の回復・向上

- ・復興特区の活用及び水産業への就業促進
- ・福島県地域漁業復興プロジェクトの活動支援

- ・資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進（拡充）

- ・利子補給や漁業系統金融機関への出資
- ・安全操業の徹底や救援体制の強化
- ・漁協青壮年部や女性部活動の活性化
- ・魚価向上に向けた高付加価値化の取組みの支援
- ・漁協の合併促進

- ・回船誘致
- ・陸上養殖の導入等に向けた関係機関の連携強化（拡充）

- ・将来的な水産業後継者の確保・育成
- ・次世代の水産業後継者の活性化（新規）

- ・内水面資源の維持・増殖（拡充）

- ・品質管理や規格化等による差別化を推進
- ・市場の購買力の強化
- ・名産品の磨き上げ・ブランド力の向上（拡充）

- ・観光業・小売業等との連携による消費と販路拡大
- ・朝市などの市場空間やECサイトの活用
- ・インターネットを活用した販売促進

- ・市の魚や「常磐もの」ロゴマークを活用した販売促進

- ・地産地消と魚食の推進
- ・「魚食の日」の取組み

- ・若い世代への魚食普及
- ・海洋環境の保全及び水産資源の維持の啓発
- ・教育機関等と連携した水産物消費の拡大及び食育の推進（拡充）

数値目標により施策を計画的に推進

2 施策の展開

(1) 復興部門

重点戦略【東日本大震災及び原子力災害からの復興】

重点施策1 風評の払拭・原子力災害（ALPS処理水*）への対応

ア 風評の払拭

- ① いわき市漁業協同組合が行うスクリーニング検査を支援するとともに検査結果を公表するほか、県が行う水産物及び海水・海底土の環境放射線モニタリング検査結果等の情報を発信し、本市産水産物の安全性をPRします。
- ② 本市産水産物の安全性はもとより、おいしさや品質といった魅力を伝えるため、地域ブランド「常磐もの」をキーワードに、公式ホームページやSNSを活用した情報発信や市内外で開催されるイベントや展示商談会等への出展、市場へ本市産水産物を流通させるための支援事業等を展開します。
- ③ 遊漁者の増加や河川の利用促進を図るため、河川の水質及び河川魚類のモニタリング検査結果を県と連携しながら情報発信するとともに、各漁業協同組合による種苗放流事業をはじめとした各種活動状況等についても情報の発信に努めます。

イ 県や漁業協同組合等と連携した原子力災害への対応

- ① 放射性物質による海洋汚染防止と安全性の確保、現在発生している風評の払拭等の課題については、引き続き、県や漁業協同組合等と連携しながら対応してまいります。
- ② 令和5年8月24日から開始されたALPS処理水の海洋放出の開始については、環境放射線モニタリング検査の実施による安全性の確保や正確な情報発信など、最後まで国が全責任を持って関係者や国民の理解を得るよう取組むべきものです。
- ③ 今後も国等の動向を注視し、本市漁業への影響が懸念される場合には、県や漁業協同組合等と連携しながら国への要望や東京電力に対する申入れ等を行います。

重点施策2 生産・水産加工・流通機能の回復・向上

ア 生産・水産加工・流通機能の回復・向上

- ① 水揚量のさらなる増加や水産資源の維持等に必要となる水産業関係施設の整備について検討するなど、県等と連携しながら生産・流通機能等の回復・向上を図ります。

重点施策3 漁業経営基盤の整備

ア 復興特区の活用及び水産業への就業促進

ふくしま産業復興投資促進特区等の活用により、漁港を核とした水産関連産業の集積を図り、雇用機会の確保・創出に努めます。

イ 福島県地域漁業復興プロジェクトの活動支援

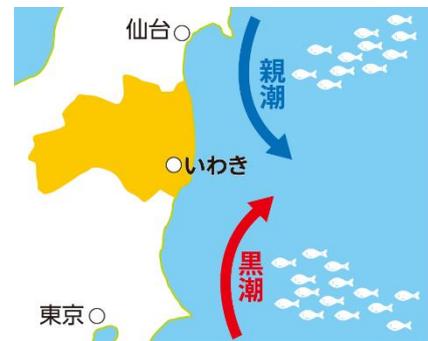
震災前以上の収益の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を実施するため設置された「福島県地域漁業復興プロジェクト」において、水産関係団体と連携して漁業復興計画の策定を支援します。

○いわき市の地域ブランド「常磐もの」

「常磐もの」は、本来は昔の常陸国（現在の茨城県）と磐城国（福島県浜通り）の沿岸海域で獲れる魚介類を指すことばですが、その海域は寒流と暖流がぶつかる「潮目の海」と呼ばれ、魚のえさとなるプランクトンが多く発生する豊かな海で、「常磐もの」は栄養をたっぷりと吸収し、おいしい魚になります。

東京築地（現豊洲）市場水産関係者の間でも「常磐もの」は品質の良い魚として高く評価されていました。

そこで市は、平成27年10月から「常磐もの」をキーワードに、いわきに水揚げされる魚介類、伝統と工夫から生まれる水産加工品、さらにはそれらに携わる水産関係者も含めて、いわきの「常磐もの」としてブランド化し、市場競争力の強化と消費者の認知促進を目指すプロモーション事業を展開しています。



「常磐もの」定義

“常磐もの”とは、古くから海の恵みを大切に、食文化として育ててきたいわき市の、水産物と水産関係者の総称です。

- J 寒流と暖流が交わる豊かな漁場。
- Ō そこで水揚げされる、滋味あふれる魚たち。
- B 美味しいままに届けるための設備や技術。
- A 工夫と伝統が生んだ、加工方法や食べ方。
- N 携わる人々のきまじめな心意気。



そうした環境の下で出荷されるいわきの水産物を、“常磐もの”と命名することで、品質と鮮度への責任と、たゆまぬ努力をこれまで以上に自らに課す。

それが、「魚のプロが認めるおいしさ」を守り、さらに高めていくための私たちの決意です。

(2) 漁業部門

重点戦略【水産資源の持続的利用と水産物の安定供給】

重点施策Ⅰ 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

ア 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進（拡充）

- ① 資源状況に応じた持続的な漁業の確立を図るため、遠洋から沿岸までの各部門に応じて、国際的な漁獲規制やTAC*等の資源管理措置の他、国や県が示した資源管理指針に基づく関係漁業者の資源管理措置について、県等の関係機関と連携しながら、関係漁業者の理解促進に努めます。
- ② 関係団体によるサケ・アワビ等の種苗放流活動を支援するとともに海上保安部等の関係機関と連携し、密漁の防止に努めます。
- ③ いわき市漁業協同組合等による藻場*の回復・育成や漁場整備等の取組を支援します。
- ④ 水産物が限りある資源であることへの理解を消費者等が深められるよう、資源管理型漁業の内容及び生産者が行う種苗生産や放流等の取組について、県水産海洋研究センター等と連携しながら情報発信に努めます。
- ⑤ 海洋環境の変化にともなう新たな魚種等の資源管理について、県や水産関係団体等と連携して、調査研究、資源保護の取組等を図ります。

重点施策Ⅱ 漁業経営の安定

ア 利子補給や漁業系統金融機関への出資

漁業制度資金の融資機関への利子補給や漁業系統金融機関への出資及び預託等により漁業者等の負担の軽減や経営の安定化を図ります。

イ 安全操業の徹底や救援体制の強化

海上保安部等の関係機関と連携しながら、安全操業の意識啓発に努めるとともに、いわき市漁業協同組合による海難事故に対する救援体制の強化に向けた取組を支援します。

ウ 漁業協同組合青壮年部や女性部活動の活性化

青壮年部における他県の水産関連施設や経営状況の調査、女性部による料理教室等の魚食普及活動やイベント出展など、組織基盤の強化・拡充や組織活動の活性化を図るための取組等を支援します。

エ 魚価向上に向けた高付加価値化の取組の支援

魚価向上に向けた他県の漁業協同組合等の取組についての調査研究など、高付加価値化に向けた水産関係団体の取組等を支援します。

オ 漁業協同組合の合併促進

漁業協同組合の経営基盤強化を図るため、県や関係機関と連携しながら県一漁業協同組合への合併を促進します。

重点施策3 水産物の安定供給

ア 回船*誘致

回遊性魚種*を取り扱う市外の漁船が水揚げする際、各魚市場へ支払う水揚げ手数料の一部を助成することなどにより、水産関係団体による回船*の誘致活動を支援します。

イ 陸上養殖の導入等に向けた関係機関の連携強化（拡充）

自然環境の変化による影響を受けにくく、水産物の安定供給に繋がる陸上養殖の導入等について、関係機関の連携強化を図ります。

重点施策4 水産業担い手の確保・育成

ア 将来的な水産業後継者の確保・育成

① 将来的な水産業後継者の確保・育成を図るため、幼児期から若手漁業者に至るまでの各年代階層に合わせた切れ目のない育成プログラムを構築するなど、水産業に触れる機会や若手漁業者による連携の創出に努めます。

また、県や水産関係団体等と連携して、水産業への就業促進及び生業として継続できる環境づくりに努めます。

② 漁業体験や新規就業の促進など担い手の確保・育成に向けた水産関係団体や事業者の取組等を支援します。

③ 漁業生産活動の活性化のため、表彰等により生産意欲の向上に努めるとともに、青年漁業者等による漁業経営改善等への意欲的な取組を支援します。

④ 障がい者や女性、外国人など多様な担い手が活躍できるよう支援の充実に努めます。

イ 次世代を担う若手漁業者の活性化（新規）

① 新たな技術・DXの導入や事業継承・新規就業等について、県や水産関係団体等と連携して支援します。

② 本市水産業への就業等に係るプロモーション活動を支援します。

重点施策5 内水面資源の維持・増殖

ア 内水面資源の維持・増殖（拡充）

① 内水面資源の維持・増殖を推進させ、地域に受け継がれてきた川の再生を図るため、漁業協同組合による「あゆ」や「やまめ」等の種苗放流事業を支援します。

② 漁業協同組合による河川生態系の保全などをはじめ、多面的機能への取組を支援します。

③ 県と連携しながら、カワウの追払い等の食害防止策の取組を促進させるとともに

外来魚の放流規制についてホームページによる意識啓発に努めます。

- ④ 魚病に関する正確な知識やその取扱いについて情報発信するとともに、発生時における関係機関との連絡体制の強化に努めます。
- ⑤ 子供たちによる稚魚の放流体験の促進や多面的機能*への取組について情報発信します。



多面的機能*の取組例／鮫川漁業協同組合（あゆの稚魚放流体験）

いわき Fisher's Network(任意団体) について

いわき市漁協では、新規漁業就業者は現時点では増加傾向にはないものの、同じ漁協内でも30代以下の若い世代同士の交流機会が少なくなっていたことから、30代以下の若い漁業就業者等の中で、地域の同世代のつながりを築くため、令和5年（2023年）1月に20代から30代の漁業者等の5人で、任意団体「いわき Fisher's Network」（いわきフィッシャーズネットワーク）を発足しました。同団体は、漁業関係者の間での定期的な情報交換や勉強会を行うといった自主的な活動に取り組んでおり、沿岸漁業に従事する若手漁業者を中心に地元漁業の将来に向けた活動を展開しています。今後も積極的に新しい取組を行ったり、他の漁業関係者にも波及することで若手を中心とした地域の活性化につながることを期待されます。



出展：「令和7年度水産白書」（水産庁）

(3) 水産物流通部門

重点戦略【本市漁業の特徴を活かした販売戦略の展開】

重点施策Ⅰ ブランド力の向上・名産品の磨上げ

ア 品質管理や規格化等による差別化を推進

- ① 県等の関係機関と連携しながら、水産加工施設等において、より高度な衛生管理体制の導入の検討を進めるとともに、HACCP*に沿った衛生管理や適正な品質表示の徹底について意識啓発に努めます。
- ② 市外の水産物産地市場との競争力強化や産地価格の向上を図るため、特徴的な水産物について、品質管理や旬（季節）・漁法・鮮度・大きさ等の視点での規格化等による差別化（プレミアム化）を推進することでブランド力の強化を図ります。

イ 市場の購買力の強化

買受人の新規参入の促進等により、取引規模の拡大や取引の活性化を図ります。

ウ 名産品の磨上げ・ブランド力の向上

地域ブランドの育成と知名度の向上に向け、本市の代表的な産品の掘り起こし・磨上げを行い、名産品として選別化を図ります。

重点施策Ⅱ 観光業、小売業等の連携強化による消費と販路拡大

ア 観光業、小売業等の連携強化による消費と販路拡大（拡充）

- ① 観光・小売業と連携し、常設棚の設置や「常磐もの」を取扱う店舗の情報発信力の強化により、本市産水産物の購入機会の拡大と販売力の強化を図ります。
- ② 関係事業者と連携し、他地域と比較した本市の産品の優位性をPRすることにより、販路拡大のための商談機会の創出等を図ります。
- ③ 魚食条例に基づき、毎月7日の「魚食の日」に魚食の推進に関する取組を自主的かつ主体的に行う事業者等を「さかなの日協力店」とし、その取組を支援します。

イ 朝市などの市場空間やECサイト*の活用

- ① 漁港や市場の周辺地域の活性化と地産地消を推進するため、朝市の開催など漁港や市場の多面的な利用を促進します。
- ② 地域ブランド「常磐もの」の付加価値の情報発信、収益性の向上を図るため、ECサイト*を活用した販路拡大を図ります。

ウ インターネットを活用した販売促進

公式ホームページやSNSを活用し、市民をはじめバイヤー、旅行者等向けに魅力ある本市産水産物の情報等を発信することで、販路拡大、消費と購入の促進を図ります。

重点施策3 市の魚や地域ブランド「常磐もの」の活用

ア 市の魚や「常磐もの」ロゴマークを活用した販売促進

市民や水産関係事業者等における地域ブランド「常磐もの」ロゴマークや、市の魚「めひかり」のイメージキャラクター「メピカリ」の利用を促進し、本市産水産物の認知度向上・販売促進を図ります。

「常磐もの」ロゴマーク



市場競争力の強化と消費者の認知向上。さらには復興と風評払拭、水揚げされる水産物の信頼回復のため、平成27年10月2日から開始した地域ブランド「常磐もの」のプロモーション事業の一環として作成。

輪の色は、暖流と寒流がぶつかる潮目の海と呼ばれ、豊かな漁場である本市沖合をイメージし、暖流を赤色、寒流を青色としてデザイン。

なお、魚は特定の魚種をイメージしたものではありません。

市の魚「めひかり」



市制施行35周年を記念し、本市の水産物のイメージアップと消費拡大を図るため、平成13年10月1日に「めひかり」を市の魚として決定しました。

標準和名は「アオメエソ」といい、目が非常に大きく青緑色に光ることから、通称「目光＝めひかり」と呼ばれています。

上記のイラストは、イメージキャラクター「メピカリ」です。

(4) 魚食普及部門

重点戦略【魚食文化の継承と消費拡大】

重点施策1 地産地消と魚食の推進

ア 地産地消と魚食の推進

- ① 魚食条例に基づき、栄養バランスのよい健全な食生活の実現を目指すとともに、水産資源の持続的利用や地産地消を図りながら、市、事業者等が相互に連携し、市民の協力のもとに魚食を推進します。
- ② 魚食の推進にあたっては、ホームページ等を活用し、魚介類の調理方法等の親和性の高い情報を、広く市民へ発信します。
- ③ 魚を無駄なく食べられるよう、おさかなマイスター*による勉強会等を通じて、家庭での魚介類の取扱いや調理方法について紹介します。
- ④ 公民館市民講座における水産物の利用を促進し、水産物の消費拡大を図ります。

イ 「魚食の日」の取組

魚食条例に規定する毎月7日の「魚食の日」の普及啓発を行うとともに、3月7日には事業者等及び市民との協力の下に、「魚食の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

重点施策2 若い世代への魚食文化の継承

ア 若い世代への魚食普及

体験学習等を通して若い世代における本市水産業への理解促進や魚食普及、地産地消の推進を図ります。

イ 海洋環境の保全及び水産資源の維持の啓発

体験学習と合わせて、SDGs*（持続可能な開発目標）の一つである「海の豊かさを守ろう」*の趣旨も踏まえ、海洋環境の保全及び水産資源の維持についての啓発に努めます。

ウ 市内教育機関と連携した水産物消費の拡大及び食育の推進（拡充）

- ① 小学生への副読本の配布により、魚食をはじめ、本市水産業に関する正確な知識の習得や「魚食の日」の普及・啓発を図ります。
- ② 学校給食において、本市産水産物を給食メニューとして提供し、本市の水産業や「常盤もの」への理解・関心を深め、食育の推進とともに魚食普及を図ります。
- ③ 市内の教育機関と連携し、水産物を活用した商品開発、販売促進等を通して、水産物の消費拡大を図ります。
- ④ 文化庁に認定された本市の「100年フード」をはじめとした郷土の魚食文化の継承を図ります。

100年後の未来も豊かな海であるために

資源管理型漁業の取組



本市の沿岸漁業では、魚や貝などの大切な水産資源を将来にわたって減らさないようにするため、稚魚や稚貝の保護や、獲る量や期間を決めるなど「資源管理型漁業」の取組を進めています。

漁獲規制サイズ（令和7年11月現在）

自主的		公的		
ヒラメ	アイナメ	ホッキ	アワビ	ウニ
全長 40 cm未満	全長 15 cm未満	殻長 7.5 cm以下	殻長 9.5 cm以下	殻径 3.5 cm以下

休漁・漁獲禁止の期間

▶ 底びき網漁	7月1日から8月31日	▶ ウニ漁	10月1日から4月30日
▶ アワビ漁	10月1日から4月30日	▶ ホッキ漁	2月1日から5月31日

毎月7日は、「いわき七浜さかなの日」

令和3年3月7日で「魚食の日」が1周年を迎えることから、「魚食」についての関心と理解を深めるため、「魚食の日」の愛称・キャッチフレーズの募集を行い、優秀作品に選ばれた、毎月7日は「いわき七浜さかなの日」を愛称・キャッチフレーズに決定しました。

市では「いわき市魚食の推進に関する条例」に基づき、毎月7日を「魚食の日（さかなの日）」と定めており、「さかなの日」協力店（毎月7日の「魚食の日（さかなの日）」に、魚食の推進に関する取組を自主的かつ主体的に実施し、市が実施する魚食の推進に関する施策に賛同する事業者）では、毎月7日に魚食の推進に関する取組やサービスを実施しています。

協力店による取組は、チラシへの掲載や「いわき常磐もの」ホームページ、常磐もの公式SNSなどの広報媒体を活用して、その取組を支援していきます。



3 数値目標

各施策を計画的に実施していくため、次のとおり数値目標を設定します。

指標	前計画目標値 (令和4年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (本計画期間)	備考
沿岸漁業の水揚量	3,151 トン	令和6年 1,265 トン	3,151 トン	前計画の目標値が未達成のため継続
沿岸漁業の水揚金額	12 億円	令和6年 8.1 億円	12 億円	同上
沖合漁業の水揚量	14,871 トン	令和6年 3,941 トン	14,871 トン	同上
沖合漁業の水揚金額	24 億円	令和6年 5.6 億円	24 億円	同上
中央卸売市場の水産物取扱金額における福島県の割合	12.5%	11.9%	18.1%	同上
常磐もの認知度 (市立小中学校給食アンケート) ※「知っている」、「ロゴを見たことがある」の合計	80%	令和6年度 78%	100%	
(新規) 首都圏における地域ブランド「常磐もの」認知度	—	—	首都圏における認知度調査を実施し、目標値を設定。	
さかなの日(魚食の日)の認知度 (市立小中学校給食アンケート)	80%	38%	80%	前計画の目標値が未達成のため継続
新規就業者数 (沿岸漁業)	令和4～7年度累計 8人	6人	令和8～12年度 累計10人	(目標設定) 年間2人×計画期間5年
さかなの日協力店 参加店舗数	100 事業者	88 事業者	150 事業者	前計画目標値 100 事業者+ (年10 事業者 ×計画期間5 年)
「いわき常磐もの」公式 サイト年間アクセス件数	300,000 件	196,685 件	300,000 件	前計画の目標値が未達成のため継続

参考資料

資料Ⅰ 用語解説（五十音順）

用語	意味
<p>あるぶすしよりすい ALPS処理水</p>	<p>多核種除去設備等処理水のこと、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと。トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう、処分する前に海水で大幅に薄める。薄めた後のトリチウムの濃度は、国の定めた安全基準の40分の1（WHO飲料水基準の約7分の1）未満となります。</p> <p>※「ALPS」とは？</p> <p>ALPSとは、Advanced Liquid Processing Systemの略で、様々な放射性物質を取り除いて浄化する「多核種除去設備」のこと。ALPSは、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで十分浄化することができる性能を持っている。</p> <p>出展：経済産業省ウェブサイトから引用 https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/nol/</p>
<p>いーしーさいと ECサイト</p>	<p>ECサイトとは、「eコマース（電子商取引）」を行うためのウェブサイトのことを指します。「EC」は英語の「Electronic Commerce」を略したもので、インターネット上で商品やサービスの購入や販売を行う仕組みを意味します。簡単に言えば、「オンラインショップ」や「インターネット販売が行われるためのウェブサイト」です。</p>
<p>えすでいーじーず SDGs</p>	<p>SDGs（エスディーゼーズ）は、「Sustainable Development Goals」の略称で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されます。これは国連が2015年9月に採択した、2030年までに達成を目指す国際的な目標のことです。SDGsは、地球上のすべての人々が、貧困や飢餓、環境問題といった課題を解決しながら持続可能な社会を築いていくための指針として設定されました。</p>
<p>えんがんぎよぎょう 沿岸漁業</p>	<p>常磐ものの代表格ヒラメをはじめ、カレイ類、タコ類などの沿岸性の魚介類を獲る漁業で、ほとんどが個人経営の漁師が漁を担っている。いわきでは、底びき網漁をはじめ、刺し網漁、船びき網漁、貝けた網漁、採鮑（潜ってウニ・アワビを獲る）などが行われている。陸から50kmぐらいまでの海域で、沖合漁業の船に比べると小さな船を使って漁をしている。</p>

用語	意味
おきあいぎょぎょう 沖合漁業	<p>回遊性の魚を獲る漁業で、会社経営の漁船が漁を行っている。いわきではカツオ・サバ・イワシなどを獲る「まき網漁」、サンマを獲る「棒受け網漁」が行われている。沿岸漁業よりも船体は大きく、はるか遠くまで行って漁をしている。</p>
おさかなまいすたー おさかなマイスター	<p>魚をおいしく、賢く食べるために、魚の魅力を伝えるために魚介類の旬、栄養、産地、漁法、調理、取扱方法等を学び、魚の魅力や素晴らしさを伝える「魚の伝道師」のこと。</p> <p>「日本おさかなマイスター協会」が開催する、魚介類や水産加工食品の知識、魚の栄養学、食品衛生に加えマーケティングや流通など多様な分野に関する講座を受講し、試験に合格すると「おさかなマイスター」の認定を受けることができる。</p>
かいせん 回船	<p>市外籍船（他市または他の地域に登録されている船）が、漁場と港を行き来して漁獲物を輸送したり、物資を補給したりする役割を担う船やその活動を指す。</p>
かいゆうせいぎょしゅ 回遊性魚種	<p>主に沖合漁業で獲れる広い範囲を回遊する魚で、カツオ、サンマ、サバ、イワシなどのこと。</p>
ぎょしょく 魚食	<p>水産物及び水産加工品を消費する（食べる）こと。</p>
しゅびょうほうりゅう 種苗放流	<p>水産資源を増やすため、捕獲した天然の親魚又は養成した親魚から採卵した卵をふ化させて育てた稚魚を生存力が高い大きさまで飼育し、天然の水域に放流すること。</p>
たっく TAC	<p>「Total Allowable Catch」の略称で漁獲可能量のこと。</p> <p>TAC制度は、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行う制度で、次の魚種が対象となっている。</p> <p>①クロマグロ（太平洋系群）、②サンマ、③スケトウダラ、④マアジ、⑤マイワシ、⑥サバ類（マサバ・ゴマサバ）、⑦スルメイカ、⑧ズワイガニ</p>
ためんてききのう 多面的機能	<p>本計画でいう「多面的機能」とは、漁業生産活動の持っている本来機能である水産物の安定供給の機能以外のもの（生態系の保全、交流の場の形成、地域社会の形成・維持など）を指す。なお、内水面漁業の振興に関する法律（第3条第2項）において「多面的機能」は、次のとおり定義されている。</p> <p>「生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。」</p>

用語	意味
は さ っ ぷ H A C C P	「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略称で、食品加工事業者等が、自ら食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。
も ば 藻 場	アマモやワカメなどの海藻が多く茂っている場所。藻場は多くの水生生物の生活を支え、産卵や稚魚の成育の場所となっている。
ゆうぎよ 遊 漁	営利を目的としないで水産動植物を採捕する行為のうち、調査や試験研究を除いたもので、釣り、潮干狩り、磯場での生き物採集などをレジャーとして楽しむこと。
うみ ゆたかさ まもろう 海 の豊かさを守ろう	SDGs*の「豊かな海を守ろう」は、「海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことを目指している。具体的な目標（ターゲット）設定は、次のとおり。 ①海洋汚染を減らす。②乱獲を防ぎ、資源管理をする。③海洋酸性化に対応する。④海洋生態系を守る。⑤違法な漁業を取り締まる。⑥多様性のある海洋保護区を増やす。

資料2 いわき市水産業振興プラン策定の経過等

年度	時期	項目
令和元年度	5月22日	第1回市水産業振興協議会、委員委嘱状交付式
	6月17日	PR促進検討部会事前アンケート
	7月18日	第1回流通支援・PR促進検討部会
	8月5日	第2回流通支援・PR促進検討部会
	8月9日	第1回担い手育成検討部会
	9月5日	第3回流通支援・PR促進検討部会
	11月8日	第2回市水産業振興協議会
	令和2年1月24日	第4回流通支援・PR促進検討部会 第2回担い手育成検討部会
令和2年度	7月31日	第5回流通支援・PR促進検討部会
	11月24日	第3回市水産業振興協議会
令和3年度	6月3日	第4回市水産業振興協議会
	8月3日	第5回市水産業振興協議会（書面）
	9月10日～24日	第三期いわき市水産業振興プラン（素案）に係るパブリックコメント実施
	10月6日	第6回市水産業振興協議会（書面）
	令和4年1月20日	市長への報告
令和4年度	8月25日	第7回市水産業振興協議会
令和5年度	8月8日	第8回市水産業振興協議会
●令和6年度から第四期市水産業振興プランの策定に向けた協議を開始		
令和6年度	10月1日	第9回市水産業振興協議会
	令和7年2月6日	第10回市水産業振興協議会
令和7年度	4月7日	担い手育成検討部会
	4月11日	（協議会委員）地域ブランドの方向性に係る意見調査
	5月14日	担い手育成検討部会
	5月15日	第11回市水産業振興協議会
	7月3日	流通支援・PR促進検討部会（書面）
	7月10日	担い手育成検討部会
	10月17日	第12回市水産業振興協議会（書面）
	12月8日～22日	第四期いわき市水産業振興プラン（素案）に係るパブリックコメント実施
	令和8年2月9日	第13回市水産業振興協議会（書面）

資料3 いわき市水産業振興協議会構成団体

区分	団体名	備考
水産関係団体	福島県漁業協同組合連合会	
	いわき市漁業協同組合	
	福島県漁協女性部連絡協議会	
	福島県水産加工業連合会	
	株式会社いわき中水	
	いわき魚類株式会社	
	水産物仲卸組合	市中央卸売市場内
	いわき魚塾	
小売業者	イオン東北株式会社	
	株式会社ヨークベニマル	
	株式会社マルト商事	
	有限会社兼松商店さんけい魚店	
商工・観光 関係団体	いわき商工会議所	
	一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー	
	株式会社いわき市観光物産センター	
	いわき市旅館ホテル業連絡協議会	
教育機関	福島県立小名浜海星高等学校	
消費者代表	いわき市中央卸売市場運営協議会公募委員	
アドバイザー	福島大学（食農学類 農業経営学コース）	准教授 林 薫平氏
	福島県水産事務所	水産行政機関

資料4 「いわき市魚食の推進に関する条例」(令和2年2月20日制定)

(目的)

第1条 この条例は、本市の水産業が寒流と暖流とが交わる豊かな漁場の恵みにより主要な産業として発展してきたこと及び本市の風土の特性を生かした工夫や伝統的な技術により市民の生活に根差した魚食文化が形成されてきたことに鑑み、魚食の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び事業者等の役割等を明らかにするとともに、魚食の推進に関する必要な事項を定めることにより、魚食の推進に関する施策を総合的に推進し、もって本市水産業の発展及び魚食文化の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚食 水産物及び水産加工品（以下「水産物等」という。）を消費することをいう。
- (2) 事業者等 漁業、水産加工業、水産流通業又は飲食店業を営む者及びこれらに関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 魚食の推進は、水産物等が健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、水産物等を活用した食育と一体的に推進することを旨として、行うものとする。

- 2 魚食の推進は、水産物等の地産地消を推奨することを旨として、行うものとする。
- 3 魚食の推進は、水産資源の持続的な利用を図りながら、将来にわたって安全かつ良質な水産物等を安定的に供給できるようにすることを旨として、行うものとする。
- 4 魚食の推進は、市、事業者等及び市民による相互の連携及び協力の下に行うものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、魚食の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、事業者等及び市民が実施する魚食の推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、魚食の推進に関する取組を自主的かつ主体的に行うよう努めるとともに、市が実施する魚食の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、魚食に関する理解を深め、水産物等を積極的に消費するよう努めるとともに、市及び事業者等が実施する魚食の推進に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

(広報活動等)

第7条 市は、魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の市民の魚食に対する理解と関心を深めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、本市が面する寒流と暖流とが交わる豊かな漁場から水揚げされる水産物の魅力を市内外に情報発信するとともに、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に資する取組その他必要な施策を実施するものとする。

(食育の推進)

第8条 市は、水産物等を活用した食育の推進が水産物等の消費の拡大に資することに鑑み、水産物等を活用した食育の推進に必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第9条 市は、魚食の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(魚食の日)

第10条 市は、魚食についての関心と理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大に資するため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、毎月7日とする。

3 市は、毎年3月7日は、事業者等及び市民との協力の下に、魚食の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

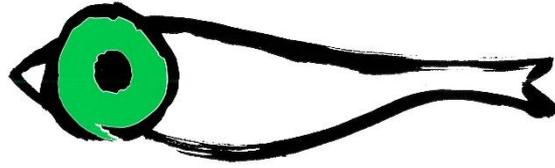
第11条 市は、魚食の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人の嗜(し)好等の尊重)

第12条 市、事業者等及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



市の魚・めひかりのイメージキャラクター「メピカリ」

市の魚・めひかり
－平成13年10月1日制定－

淡白・上品な味で知られるいわき沖のめひかりは、本市の代表的な特産品であり、「水産都市いわき」のシンボルとして市民から親しまれています。

第四期いわき市水産業振興プラン

【発行】

令和8年2月 いわき市

(担当部局) 農林水産部水産振興課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-7487 (直通)

FAX 0246-35-0777

市HP <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

E-mail suisanshinko@city.iwaki.lg.jp

いわき常磐もの公式サイト <http://joban-mono.jp/>

